

各 位

会社名 東京海上ホールディングス株式会社
代表者名 取締役社長 小池 昌洋
(コード 8766 東証プライム)
問合せ先 グローバルコミュニケーション部 部長
(東京海上日動火災保険株式会社広報部常駐)
八幡 俊洋 (TEL 03-6704-4268)

監査等委員会設置会社への移行に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社に移行することを決議いたしましたので（注1）、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 移行により実現したいこと

現在、当社は、監査役会設置会社をベースに、任意の指名・報酬委員会（注2）を設置するハイブリッド型の機関設計を採用しています。また、当社はこれまで、持続的に企業価値を高めていくべく最適なコーポレートガバナンスを追求し続けており、実際に2024年には社外視点を取り入れたグループ監査委員会を設置、2025年には取締役会の過半を社外取締役としています。

今般、「成長戦略とガバナンスの高位均衡」の実現を、更に進化、充実させることを目的に、監査等委員会設置会社への移行を決定しました。

当該機関設計の移行に伴い、実現することは、具体的には次の2点となります。

【成長戦略の更なる推進】

- ・取締役会は、社外取締役の多様性および知見を活かしつつ、グループCEOを中心とした執行の中長期的な価値創造戦略の磨き上げを促します。
- ・取締役会からグループCEOを中心とした執行に大幅な権限委譲を行い、描かれた中長期戦略に基づき、執行の主体性を原動力とした、迅速な事業運営を加速します。

【ガバナンス機能の強化】

- 以下を通じ、執行の価値創造戦略の方向性および業務執行の確認・評価を行うことで、取締役会の執行に対する監督機能を一層強化します。
- ・監査等委員が取締役会のメンバーとなることで取締役会が一体的にガバナンス機能を果たします。
 - ・監査等委員会が内部監査部門を活用した組織的監査を行います。
 - ・監査等委員会に、執行から独立した社外視点を活用してきたグループ監査委員会の主要な機能を集約することで、内部統制およびガバナンス機能の更なる強化を図ります。

なお、当該機関設計の移行は、グローバルな投資家等からも分かりやすいコーポレートガバナンスの実現にも資するものと考えています。

取締役候補者の選任や取締役報酬の決定等については、引き続き任意の指名委員会および報酬委員会の答申を受けたうえで、最終的には社外取締役が過半を占める取締役会で決定することにより透明性を確保してまいります。

当社を取り巻く環境は急速に変化していますが、どの様な環境にあっても、持続的に企業価値を高めていくべく、今後も引き続き最適なコーポレートガバナンスを追求してまいります。

(注1) 2026年6月開催予定の第24回定時株主総会における承認を条件とします。

(注2) 社外取締役が過半を占め、委員長も社外取締役が務めています。

2. 移行後の体制

監査等委員会設置会社に移行後の取締役会等の体制は以下のとおりです（必要な機関決定がなされることを条件とします）。

【取締役（監査等委員である取締役を除く）】

小宮 晓	(取締役会長)
小池 昌洋	(取締役社長・グループCEO)
山本 吉一郎	(取締役副社長)
森脇 陽一	(専務取締役)
鍋嶋 美佳	(常務取締役)
城田 宏明	(取締役執行役員)
遠藤 信博	(社外取締役)
片野坂 真哉	(社外取締役)
大薗 恵美	(社外取締役)
Robert Alan Feldman	(社外取締役)
清水 順子	(社外取締役)
Saima Hasan	(社外取締役)

【監査等委員である取締役】

原島 朗	(常勤)
岡田 健司	(常勤)
進藤 孝生	(社外取締役)
松山 遙	(社外取締役)
大槻 奈那	(社外取締役)

・社外取締役の割合 : 52.9% (17名中9名)

・女性取締役の割合 : 35.3% (17名中6名)

・外国籍取締役の割合 : 11.8% (17名中2名)

・委員会の委員長：全て社外取締役

(監査等委員長：松山遙氏、指名委員長：片野坂真哉氏、報酬委員長：遠藤信博氏)

詳細は本日公表いたしました「代表取締役、役員、シニアジェネラルマネージャーおよびディパートメントヘッドの異動に関するお知らせ」をご覧ください。

3. 移行の時期

2026年6月開催予定の第24回定時株主総会において、関連する定款変更議案等について承認いただき、監査等委員会設置会社に移行する予定です。

4. その他

移行に伴う定款変更の内容等につきましては、決定次第、速やかに公表いたします。

以 上

➤ 機関設計移行後の体制図

東京海上ホールディングスは、2026年6月開催予定の第24回定時株主総会における承認を条件として、「監査役会設置会社」から「監査等委員会設置会社」に移行します。移行後の体制図は以下のとおりです。

